猪苗代町外国人誘客支援金交付事業のフロー

① 参加申込書(様式第1号)を猪苗代観光協会に提出



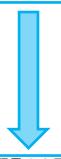
② 宿泊施設の予約確定後、支援金交付申請書(様式第2号)を受付期間内に提出

| 期別 | 支援金交付対象期間 | | | 申請受付期間 | | |
|-----|-------------|---|----------------|-------------|---|--------------|
| 第1期 | 2024. 5. 27 | ~ | 2024.7.31宿泊分 | 2024. 5. 27 | ~ | 2024. 6. 30 |
| 第2期 | 2024. 9. 1 | ~ | 2024.9.30宿泊分 | 2024. 8. 1 | ~ | 2024. 8. 31 |
| 第3期 | 2024.11.1 | ~ | 2024.12.20宿泊分 | 2024. 10. 1 | ~ | 2024. 11. 30 |
| 第4期 | 2025.1.6 | ~ | 2025.3.16宿泊分 | 2024. 12. 1 | ~ | 2025. 2. 28 |
| 第4期 | 2025. 1. 6 | ~ | 2025. 3. 16宿泊分 | 2024. 12. 1 | ~ | 2025. 2. 28 |

※募集チラシ、パンフレットがある場合は、申請書に添付願います。



③ 猪苗代観光協会より支援金交付決定書(様式第3号)を発送





④ 申請した金額に変更が生じたときは、変更・中止 承認申請書(様式第4号)を速やかに提出。



⑤ 宿泊終了月の翌月10日までに実績報告書(様式第5号)、実績人数報告書(※有料宿泊者人数のみ記載すること)、請求書(様式第6号)を提出

※3月1日~3月16日宿泊分は「3月21日まで」に提出



⑥ 実績人数報告書(兼宿泊証明書)に基づき猪苗代観光協会が各宿泊施設に確認をする。



- ⑦ 猪苗代観光協会より申請者へ支援金をお振込み。(実績報告書提出月の翌月)
- 1 支援金のお支払いは実績ベースとなります。
- 2 予算の範囲内での交付となりますので、期間途中で終了することがあります。
- 3 書類の提出先 〒969-3133 福島県耶麻郡猪苗代町大字千代田字扇田1-4 猪苗代観光協会 宛